

宮崎大学フロンティア科学総合研究センター
実験支援部門生物資源分野系統維持動物の分与申請書

令和 年 月 日

宮崎大学フロンティア科学総合研究センター
実験支援部門生物資源分野長 殿

申請者
住所: (〒)
Tel :
Fax:
所属:

氏名: 印
e-mail;

(法人の場合にあっては名称・代表者の氏名)

系統維持動物の分与について、「実験動物の分与等に関する規準」に従い、次の通り申請いたします。被申請者は、所属機関における動物の取扱に関する規定を遵守します。また、被申請者は、分与によって生じたいかなる損害についても、分与者に責任を求めません。なお、分与された個体を用いた動物実験は所属機関の承認を経て実施されること、下記目的以外には使用しないこと、繁殖のために用いないことを確約します。

記

1. 申請事項 (種名、系統名、性別、希望数等) :
2. 申請理由 (研究課題名等) :
3. 分与希望年月日 : 年 月 日
4. 輸送方法 : 航空貨物便 直接受け取る その他の方法 ()
5. 特記事項
申請のあった動物について : 記載の通り分与します。 分与できません。 分与年月日 : 年 月 日 分与責任者 :

宮崎大学フロンティア科学総合研究センター実験支援部門
生物資源分野 系統維持動物の分与等に関する規準

(目 的)

第1条 この規準は、宮崎大学フロンティア科学総合研究センター実験支援部門生物資源分野において維持している各種実験動物の分与等に関するものを定めるものとする。

(分与に関する者の資格)

第2条 分与を希望する者は次の各号の一つに該当しなければならない。

- 1) 営利を目的としない者で、宮崎大学フロンティア科学総合研究センター実験支援部門生物資源分野の系統飼育の理念に協力し、動物の系統維持を図る者。
- 2) 学術研究あるいは公的機関等における研究、教育活動を目的とする者。
- 3) その他、宮崎大学フロンティア科学総合研究センター実験支援部門生物資源分野系統維持者が適当と認めた者。

(申 請)

第3条 前条に該当し、実験動物の分与または交換を希望する者は、別紙分与申請書を提出しなければならない。

(申請の不承認)

第4条 前条に基づき申請があっても、分与または交換により当施設の系統維持に支障をきたす場合は承認しないことがある。

(申請の承認)

第5条 前条の申請があったときは、審査のうえ承認および不承認の結果を文書により通知するものとする。

(分与条件)

第6条 被分与者は、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 既に分与されている研究機関の研究内容と抵触しないこと。
- 2) 分与動物を用いた研究を公表される時は、当施設に報告すると共に論文には当施設名（宮崎大学フロンティア科学総合研究センター実験支援部門生物資源分野、Bio-resource Division, Department of Biotechnology, Research Center for Frontier Bioscience, University of Miyazaki）を明記する。
- 3) 被分与者から他の研究機関への動物（組織の一部を含む）の再分与は、当該動物の遺伝的な混乱を避けるため禁止する。